



福島医発第0223号
平成27年 4月18日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について

今般、標記の件につきまして、消防庁予防課長より各都道府県消防防災主管部長等宛に標記通知が発出されるとともに、日本医師会を通じて本会に対しても周知依頼がありました。

本件は、消防法施行令、施行規則等の改正に関する留意事項について示したものです（消防法施行令等の改正については、平成26年10月30日付け福島医発第2122号にてご連絡しております）。

1. 病院におけるスプリンクラー設備設置免除について

今回の改正により、消防法施行令別表第1（6）項イ（1）に掲げる病院については、スプリンクラー設備の設置が義務化されたところです。

ただし、令別表第1（6）項イ（1）の病院について、「火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制を有するものとして総務省令で定めるもの」については、スプリンクラー設備の設置義務対象から外れます。本通知において、その体制についての留意事項が示されております。

2. 有床診療所におけるスプリンクラー設備設置免除について

令別表第1（6）項イ（2）に掲げる有床診療所についても、スプリンクラー設備の設置が義務化されたところですが、通知の1（3）にある通り、許可病床数が4以上であっても、一日平均入院患者数が1未満の場合は「4人以上の患者を入院させるための施設を有する」ものに該当しないものとして取り扱って差し支えないとされています。

なお、消防署による診療科名、許可病床数、一日平均入院患者数等の確認については、医療法に基づく医療機能情報提供制度の活用が想定されています。また、上記1の病院の職員数等についても、医療機能情報提供制度により確認ができるよう、掲載情報の拡充が検討されているところです。

3. 特定施設水道連結型スプリンクラー設備について

通知の3（1）において、令別表第1（6）項イ（病院・診療所等）及びロ（介護関係

施設等）が併存する場合には、それぞれの用途に供される部分を一つの防火対象物とみなし、基準面積が1000㎡未満であれば、それぞれにおいて特定施設水道連結型スプリンクラー設備を設置することができるとされています。

4. 消防機関へ通報する火災報知設備（火災通報装置）について

今回の改正により、病院、有床診療所及び有床助産所については、面積にかかわらず、消防機関へ通報する火災報知設備（火災通報装置）の設置が義務付けられました（経過措置は平成31年3月31日まで）。

また、令別表第1（6）項イ（1）及び（2）に掲げる病院・有床診療所については、自動火災報知設備との連動も義務付けられております。

なお、これまで、消防機関からの歩行距離が500m以下の場所にあるもの（規則第25条第1項による免除）、また有床診療所の場合は消防機関へ常時通報することができる電話が常時人がいる場所に設置されている場合（消防署長の判断による免除）については、特例として設置が免除されてきましたが、令別表第1（6）項イ（1）及び（2）に掲げる病院・有床診療所についてはこの特例は廃止されました。（3）に掲げる病院・有床診療所につきましては、特例は継続しますが、補助金も活用できますので、積極的に設置をご検討いただきますようお願いいたします。

つきましては、貴会におかれましても本件につきましてご了知いただき、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

(地 I 5)

平成 27 年 4 月 2 日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

日本医師会常任理事

鈴 木 邦 彦

消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について（通知）

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、消防庁予防課長より各都道府県消防防災主管部長等宛に標記通知が発出されるとともに、本会に対しても周知方依頼がありました。

本件は、消防法施行令、施行規則等の改正に関する留意事項について示したものです（消防法施行令等の改正については、平成 26 年 10 月 23 日付（地 I 186）の文書をもってご連絡しております）。

1. 病院におけるスプリンクラー設備設置免除について

今回の改正により、消防法施行令別表第 1（6）項イ（1）に掲げる病院については、スプリンクラー設備の設置が義務化されたところです。

ただし、令別表第 1（6）項イ（1）の病院について、「火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制を有するものとして総務省令で定めるもの」については、スプリンクラー設備の設置義務対象から外れます。本通知において、その体制についての留意事項が示されております。

2. 有床診療所におけるスプリンクラー設備設置免除について

令別表第 1（6）項イ（2）に掲げる有床診療所についても、スプリンクラー設備の設置が義務化されたところですが、通知の 1（3）にある通り、許可病床数が 4 以上であっても、一日平均入院患者数が 1 未満の場合は「4 人以上の患者を入院させるための施設を有する」ものに該当しないものとして取り扱って差し支えな

いとされています。

なお、消防署による診療科名、許可病床数、一日平均入院患者数等の確認については、医療法に基づく医療機能情報提供制度の活用が想定されています。また、上記１の病院の職員数等についても、医療機能情報提供制度により確認ができるよう、掲載情報の拡充が検討されているところです。

３．特定施設水道連結型スプリンクラー設備について

通知の３（１）において、令別表第１（６）項イ（病院・診療所等）及びロ（介護関係施設等）が併存する場合には、それぞれの用途に供される部分を一つの防火対象物とみなし、基準面積が１０００㎡未満であれば、それぞれにおいて特定施設水道連結型スプリンクラー設備を設置できるとされています。

４．消防機関へ通報する火災報知設備（火災通報装置）について

今回の改正により、病院、有床診療所及び有床助産所については、面積にかかわらず、消防機関へ通報する火災報知設備（火災通報装置）の設置が義務付けられました（経過措置は平成３１年３月３１日まで）。

また、令別表第１（６）項イ（１）及び（２）に掲げる病院・有床診療所については、自動火災報知設備との連動も義務付けられております。

なお、これまで、消防機関からの歩行距離が５００ｍ以下の場所にあるもの（規則第２５条第１項による免除）、また有床診療所の場合は消防機関へ常時通報することができる電話が常時人がいる場所に設置されている場合（消防署長の判断による免除）については、特例として設置が免除されてきましたが、令別表第１（６）項イ（１）及び（２）に掲げる病院・有床診療所についてはこの特例は廃止されました。

（３）に掲げる病院・有床診療所につきましては、特例は継続しますが、補助金も活用できますので、積極的に設置をご検討いただきますようお願い申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとともに、貴会管下郡市区医師会、会員医療機関への周知方につき、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。



消防予第 131 号

平成 27 年 3 月 27 日

公益社団法人 日本医師会
常任理事 鈴木邦彦 様

消防庁予防課長

米 澤

健



消防法施行令の一部を改正する政令等の運用通知の発出について

消防法施行令の一部を改正する政令等（以下「改正政令等」という。）を公布したことにつきましては、平成 26 年 10 月 16 日付け消防予第 427 号により、貴会会員への周知を依頼したところですが、この度、改正政令等の運用について、別添のとおり各都道府県消防防災主幹部長及び東京消防庁・各指定都市消防長宛に平成 27 年 3 月 27 日付けで通知をしておりますので、お知らせします。

（添付書類）

消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について

（平成 27 年 3 月 27 日付け消防庁予防課長通知）

連絡先

消防庁予防課 伊藤、金子、北野、久保田

TEL 03-5253-7523

FAX 03-5253-7533

消 防 予 第 130 号
平成 27 年 3 月 27 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消 防 庁 予 防 課 長
(公 印 省 略)

消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について（通知）

「消防法施行令の一部を改正する政令等の公布について」（平成 26 年 10 月 16 日付け消防予第 412 号）により、消防法施行令の一部を改正する政令（平成 26 年政令第 333 号。以下「改正令」という。）、消防法施行規則及び特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令（平成 26 年総務省令第 80 号。以下「改正規則」という。）等の公布について通知したところですが、改正令による改正後の消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号。以下「令」という。）、改正規則による改正後の消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号。以下「規則」という。）等の運用に当たっては、下記事項にご留意いただきますようお願いいたします。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対し、この旨周知していただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言であること、また、本通知の内容については厚生労働省医政局地域医療計画課と協議済みであることを申し添えます。

記

- 1 令別表第 1（6）項イの取り扱いについて（令別表第 1、規則第 5 条関係）
 - (1) 令別表第 1（6）項イ(1)に規定する「火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制を有するものとして総務省令で定めるもの」については次によること。
 - ア 規則第 5 条第 3 項に規定する「体制」とは、同項第 1 号による職員の総数の要件及び第 2 号による宿直勤務者を除いた職員数の要件の両方を満たす体制をいうものであること。

(例) 病床数が 60 の場合、職員の総数が 5 人以上であり、かつ、当該職員のうち宿直勤務者を除いた職員数が 2 人以上である体制をいう。

イ 規則第 5 条第 3 項第 1 号に規定する「職員の数」とは、一日の中で、最も職員が少ない時間帯に勤務している職員（宿直勤務者を含む。）の総数を基準とするものであること。なお、職員の数は原則として棟単位で算定を行うこと。

ウ 規則第 5 条第 3 項第 1 号及び第 2 号に規定する「その他の職員」とは、歯科医師、助産師、薬剤師、准看護師、その他病院に勤務する職員をいうこと。なお、原則として、委託により警備に従事させる警備員は含まないが、病院に常駐しており、防火対象物の構造及び消防用設備等の位置を把握し、火災時に適切に対応が可能な者はこの限りではないこと。

エ 規則第 5 条第 3 項第 1 号に規定する「病床数」とは、医療法（昭和 23 年 7 月 30 日法律第 205 号）第 7 条に規定する病床数（以下「許可病床数」という。）をいうこと。

オ 規則第 5 条第 3 項第 2 号に規定する「宿直勤務を行わせる者」とは、労働基準法施行規則（昭和 22 年厚生省令第 23 号）第 23 条に規定する「宿直の勤務で断続的な業務」を行う者をいい、通常の勤務の終了後において、勤務の継続に当たらない軽度又は短時間の業務を行うために勤務し、当該勤務中に仮眠等の就寝を伴うことを認められた職員をいうこと。

(2) 令別表第 1（6）項イ(1)及び(2)に規定する特定診療科名については次によること。

ア 特定診療科名（内科、整形外科等）以外の診療科名については、規則第 5 条第 4 項第 1 号及び第 3 号に規定する 13 診療科名（肛門外科、乳腺外科、形成外科、美容外科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、産科、婦人科及び歯科）のほか、同項第 2 号及び第 4 号の規定により 13 診療科名と医療法施行令第 3 条の 2 第 1 項第 1 号ハ(1)から(4)までに定める事項とを組み合わせた名称も該当すること。

（組み合わせた名称の例：小児眼科、歯科口腔外科、女性美容外科）

ただし、医療法施行令第 3 条の 2 第 1 項第 1 号ハ(1)に掲げる事項（身体や臓器の名称）については、外科のうち肛門及び乳腺のみが、同号ハ(3)に掲げる事項（診療方法の名称）については、外科のうち形成及び美容のみが、それぞれ該当することとしたものであり、同号ハ(1)及び(3)に掲げる事項でこれら以外のものと肛門外科、乳腺外科、形成外科又は美容外科が組み合わせられたものは、複数の診療科名（例：大腸・肛門外科であれば、大腸外科及び肛門外科に該当する。）として取り扱うこと。

イ 2以上の診療科名を標榜する病院又は有床診療所であつて、特定診療科名とそれ以外の診療科名の両方が混在するものは、全体として特定診療科名を有する病院又は有床診療所として取り扱うこと。

- (3) 令別表第1(6)項イ(2)に規定する「4人以上の患者を入院させるための施設」とは、許可病床数が4以上であるものをいうこと。ただし、許可病床数が4以上であっても、一日平均入院患者数(1年間の入院患者のべ数を同期間の診療実日数で除した値をいう。以下同じ。)が1未満のものにあつては「4人以上の患者を入院させるための施設を有する」に該当しないものとして取り扱って差し支えないこと。

- (4) 診療科名、許可病床数、一日平均入院患者数及び病床種別(一般、療養、精神、結核又は感染症)の確認については、医療機能情報提供制度(以下「医療情報ネット」という。)が活用できること。

【参考 医療情報ネット】

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/teikyouseido/

2 スプリンクラー設備の設置基準の改正について(令第12条関係)

1の防火対象物に令別表第1(6)項イ(1)から(3)までに掲げる防火対象物の用途に供される部分が混在する場合における令第12条第1項第4号の規定の適用については、これらの部分の床面積を合計して該当の有無を判断するものであること。

3 特定施設水道連結型スプリンクラー設備を設置することができる防火対象物の基準の改正について(令第12条関係)

- (1) 特定施設水道連結型スプリンクラー設備については、改正令により基準面積(令第12条第2項第3号の2に規定する床面積の合計をいう。以下同じ。)が1,000㎡未満の防火対象物に設置することができることとなったが、1の防火対象物に令別表第1(6)項イ及びロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が併存する場合には、令第9条の規定により、それぞれの用途に供される部分を1の防火対象物とみなし、基準面積が1,000㎡未満であれば特定施設水道連結型スプリンクラー設備を設置することができるものであること。

- (2) 防火上有効な措置が講じられた構造を有する部分について

ア 規則第13条の5の2第2号イ及びロに規定する開口部とは、配管等の貫通部(隙間を不燃材等で埋め戻したものに限る。)及び防火ダンパーが設けられたダクトの貫通部は含まないこと。

イ 規則第13条の5の2第2号ロに規定する「当該部分に隣接する部分」

は、隣接する区域全域（例：隣接する廊下全域）を指すものではないこと。

ウ 規則第 13 条の 5 の 2 第 2 号ロに規定する「スプリンクラー設備の有効範囲内」とは、前イの部分に令第 12 条第 2 項の規定（規則第 13 条第 3 項各号を除く。）に準じて設置したスプリンクラー設備の有効範囲をいうものであること。なお、令第 12 条第 2 項の規定により居室等に設けたスプリンクラー設備の有効範囲にある場合は、別途スプリンクラー設備を設ける必要はないこと。また、令第 12 条第 3 項に規定する消防用設備等（移動式のものを除く。）の有効範囲内である場合も同様であること。

4 消防機関へ通報する火災報知設備の設置基準関係（令第 23 条関係）

- (1) 規則第 25 条第 1 項第 1 号に規定する「消防機関が存する建築物内」とは、1 階が消防署などの消防機関であり、その上階が令別表第 1（6）項イに掲げる防火対象物である場合など、消防機関と令別表第 1（6）項イに掲げる防火対象物が同一の建築物内にあるものをいうこと。
- (2) 火災通報装置の基準の一部を改正する件（平成 26 年消防庁告示第 25 号）により、火災通報装置を自動火災報知設備と連動させる場合の構造、性能等の基準（以下「新基準」という。）が定められたことに伴い、既存の防火対象物に設置されている火災通報装置についても新基準に適合していることを確認する必要があるが、「火災通報装置の設置に係る指導・留意事項について」（平成 8 年 8 月 19 日付け消防予第 164 号）別添 2「火災通報装置を自動火災報知設備と連動させる場合の留意事項」（以下「平成 8 年留意事項」という。）に基づき設置されたものは、新基準に適合しているものと認めて差し支えないこと。
- (3) 平成 8 年留意事項においては、「連動停止スイッチは、専用のものとする。」としているが、消防用設備等の点検等の際に適切に火災通報装置への移報停止及び復旧ができる機能を有しており、かつ、連動停止スイッチの付近に火災通報装置及びその他の設備等と接続されている旨が表示されているものについては、専用のものとしなないこととして差し支えないこと。ただし、当該スイッチを用いて連動を停止する際には、火災通報装置をはじめ、それに接続されている設備等の全ての連動が停止することとなるので留意する必要があること。
- (4) 「消防機関へ通報する火災報知設備の取扱いについて」（平成 8 年 2 月 16 日付け消防予第 22 号）の「3 既存の防火対象物等に係る特例について」による令別表第 1（6）項イ（1）及び（2）に対する特例の適用は廃止すること。ただし、当該特例の適用を受けていたものについては、平成 31

年 3 月 31 日までの間は、改正令の経過措置と同様に、消防機関へ通報する火災報知設備の設置を猶予することとして差し支えないこと。

5 その他

- (1) 既設の屋内消火栓設備を活用してスプリンクラー設備に代わる設備を設置するものについて、令第 32 条を適用する場合の判断基準となる考え方については別途通知する予定であること。
- (2) 上記 1 (1) の「火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制」における職員数等を医療情報ネットにより確認することができるよう、掲載情報の拡充について厚生労働省と協議中であること。

消防庁予防課設備係 担当：伊藤、金子、近藤 北野、吉田 電話：03-5253-7523 FAX：03-5253-7533
--

参考（平26・10・23付（地Ⅰ186）でお送りしたものの再送です）

消防法施行令の一部を改正する政令 新旧対照表

○ 消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（消火器具に関する基準） 第十条 消火器又は簡易消火用具（以下「消火器具」という。）は、次に掲げる防火対象物又はその部分に設置するものとする。 一 別表第一(一)項イ、(二)項、<u>六</u>項イ(1)から(3)まで及びロ、<u>七</u>項、<u>八</u>項、<u>九</u>項並びに<u>十</u>項に掲げる防火対象物 二 別表第一(一)項ロ、(三)項から(五)項まで、<u>六</u>項イ(4)、ハ及びニ、<u>九</u>項並びに<u>十</u>項から<u>十二</u>項までに掲げる防火対象物で、延べ面積が百五十平方メートル以上のもの 三 五 (略) 2・3 (略) （屋内消火栓設備に関する基準） 第十一条 屋内消火栓設備は、次に掲げる防火対象物又はその部分に設置するものとする。 一 (略) 二 別表第一(二)項から(四)項まで、(五)項及び<u>六</u>項に掲げる防火対象物で、延べ面積が七百平方メートル以上のもの	（消火器具に関する基準） 第十条 消火器又は簡易消火用具（以下「消火器具」という。）は、次に掲げる防火対象物又はその部分に設置するものとする。 一 別表第一(一)項イ、(二)項、<u>六</u>項ロ、<u>七</u>項、<u>八</u>項及び<u>九</u>項に掲げる防火対象物 二 別表第一(一)項ロ、(三)項から(五)項まで、<u>六</u>項イ、ハ及びニ、<u>九</u>項並びに<u>十</u>項から<u>十二</u>項までに掲げる防火対象物で、延べ面積が百五十平方メートル以上のもの 三 五 (略) 2・3 (略) （屋内消火栓設備に関する基準） 第十一条 屋内消火栓設備は、次に掲げる防火対象物又はその部分に設置するものとする。 一 (略) 二 別表第一(二)項から(四)項まで、(五)項及び<u>六</u>項に掲げる防火対象物で、延べ面積が七百平方メートル以上のもの

三六 (略)

2 前項の規定の適用については、同項各号（第五号を除く。）に掲げる防火対象物又はその部分の延べ面積又は床面積の数値は、主要構造部（建築基準法第二条第五号に規定する主要構造部をいう。以下同じ。）を耐火構造とし、かつ、壁及び天井（天井のない場合にあつては、屋根。以下この項において同じ。）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。以下この項において同じ。）の仕上げを難燃材料（建築基準法施行令第一条第六号に規定する難燃材料をいう。以下この項において同じ。）とした防火対象物にあつては当該数値の三倍の数値（次条第一項第一号に掲げる防火対象物について前項第二号の規定を適用する場合にあつては、当該三倍の数値又は千平方メートルに同条第二項第三号の二の総務省令で定める部分の床面積の合計を加えた数値のうち、いずれか小さい数値）とし、主要構造部を耐火構造としたその他の防火対象物又は建築基準法第二条第九号の三イ若しくはロのいずれかに該当し、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料とした防火対象物にあつては当該数値の二倍の数値（次条第一項第一号に掲げる防火対象物について前項第二号の規定を適用する場合にあつては、当該二倍の数値又は千平方メートルに同条第二項第三号の二の総務省令で定める部分の床面積の合計を加えた数値のうち、いずれか小さい数値）とする。

三六 (略)

2 前項の規定の適用については、同項各号（第五号を除く。）に掲げる防火対象物又はその部分の延べ面積又は床面積の数値は、主要構造部（建築基準法第二条第五号に規定する主要構造部をいう。以下同じ。）を耐火構造とし、かつ、壁及び天井（天井のない場合にあつては、屋根。以下この項において同じ。）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。以下この項において同じ。）の仕上げを難燃材料（建築基準法施行令第一条第六号に規定する難燃材料をいう。以下この項において同じ。）とした防火対象物にあつては当該数値の三倍の数値（次条第一項第一号に掲げる防火対象物について前項第二号の規定を適用する場合にあつては、千平方メートル）とし

、主要構造部を耐火構造としたその他の防火対象物又は建築基準法第二条第九号の三イ若しくはロのいずれかに該当し、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料とした防火対象物にあつては当該数値の二倍の数値（次条第一項第一号に掲げる防火対象物について前項第二号の規定を適用する場合にあつては、千平方メートル）とする

(スプリンクラー設備に関する基準)

第十二条 スプリンクラー設備は、次に掲げる防火対象物又はその部分に設置するものとする。

一 次に掲げる防火対象物(第三号及び第四号に掲げるものを除く。)で、火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造として総務省令で定める構造を有するもの以外のもの

イ 別表第一(六)項イ(1)及び(2)に掲げる防火対象物

ロ 別表第一(六)項ロ(1)及び(3)に掲げる防火対象物

ハ 別表第一(六)項ロ(2)、(4)及び(5)に掲げる防火対象物(介助がなければ避難できない者として総務省令で定める者を主として入所させるもの以外のものにあつては、延べ面積が二百七十五平方メートル以上のものに限る。)

二・三 (略)

四 別表第一(一)項から四項まで、(五)項イ、(六)項及び(九)項イに掲げる防火対象物(前号に掲げるものを除く。)のうち、平屋建以外の防火対象物で、総務省令で定める部分以外の部分の床面積の合計が、同表(四)項及び(六)項イ(1)から(3)までに掲げる防火対象物
千平方メートル以上、その他の防火対象物にあつては六千平方メートル以上のもの

(スプリンクラー設備に関する基準)

第十二条 スプリンクラー設備は、次に掲げる防火対象物又はその部分に設置するものとする。

一 次に掲げる防火対象物(第三号及び第四号に掲げるものを除く。)で、火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造として総務省令で定める構造を有するもの以外のもの

(追加)

イ 別表第一(六)項ロ(1)及び(3)に掲げる防火対象物

ロ 別表第一(六)項ロ(2)、(4)及び(5)に掲げる防火対象物(介助がなければ避難できない者として総務省令で定める者を主として入所させるもの以外のものにあつては、延べ面積が二百七十五平方メートル以上のものに限る。)

二・三 (略)

四 別表第一(一)項から四項まで、(五)項イ、(六)項及び(九)項イに掲げる防火対象物(前号に掲げるものを除く。)のうち、平屋建以外の防火対象物で、総務省令で定める部分以外の部分の床面積の合計が、同表(四)項
物及び同表(六)項イに掲げる防火対象物のうち病院にあつては三千平方メートル以上、その他の防火対象物にあつては六千平方メートル以上のもの

五〇八（略）

九 別表第一(表四)項に掲げる防火対象物（第六号に掲げるものを除く。）の部分のうち、同表(六)項イ(1)若しくは(2)又はロに掲げる防火対象物の用途に供されるもの（火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造として総務省令で定める構造を有するものを除く。）

十〇十二（略）

2 前項に規定するもののほか、スプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準は、次のとおりとする。

一 スプリンクラーヘッドは、前項第二号に掲げる防火対象物にあつては舞台部に、同項第八号に掲げる防火対象物にあつては指定可燃物（可燃性液体類に係るものを除く。）を貯蔵し、又は取り扱う部分に、同項第一号、第三号、第四号、第六号、第七号及び第九号から第十二号までに掲げる防火対象物にあつては総務省令で定める部分に、それぞれ設けること。

二 スプリンクラーヘッドは、次に定めるところにより、設けること。

イ・ロ（略）

ハ 前項第一号、第五号から第七号まで及び第九号に掲げる防火対象物においては、総務省令で定める種別のスプリンクラーヘッドを、総務省令で定めるところにより、設けること。

三（略）

五〇八（略）

九 別表第一(表四)項に掲げる防火対象物（第六号に掲げるものを除く。）の部分のうち、同表(六)項ロに掲げる防火対象物の用途に供されるもの（火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造として総務省令で定める構造を有するものを除く。）

十〇十二（略）

2 前項に規定するもののほか、スプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準は、次のとおりとする。

一 スプリンクラーヘッドは、前項第二号に掲げる防火対象物にあつては舞台部に、同項第八号に掲げる防火対象物にあつては指定可燃物（可燃性液体類に係るものを除く。）を貯蔵し、又は取り扱う部分に、同項第一号、第三号、第四号、第六号、第七号及び第九号から第十二号までに掲げる防火対象物にあつては総務省令で定める部分に、それぞれ設けること。

二 スプリンクラーヘッドは、次に定めるところにより、設けること。

イ・ロ（略）

ハ 前項第一号、第五号から第七号まで及び第九号に掲げる防火対象物においては、総務省令で定める種別のスプリンクラーヘッドを、総務省令で定めるところにより、設けること。

三（略）

三の二 特定施設水道連結型スプリンクラー設備（スプリンクラー設備のうち、その水源として、水道の用に供する水管を当該

スプリンクラー設備に連結したものであつて、次号に規定する水量を貯留するための施設を有しないものをいう。以下この項において同じ。）は、前項第一号及び第九号に掲げる防火対象物又はその部分のうち、防火上有効な措置が講じられた構造を有するものとして総務省令で定める部分以外の部分の床面積の合計が千平方メートル未満のものに限り、設置することができること。

四 スプリンクラー設備（特定施設水道連結型スプリンクラー設備を除く。）には、その水源として、防火対象物の用途、構造

若しくは規模又はスプリンクラーヘッドの種別に応じ総務省令で定めるところにより算出した量以上の量となる水量を貯留するための施設を設けること。

五 スプリンクラー設備は、防火対象物の用途、構造若しくは規模又はスプリンクラーヘッドの種別に応じ総務省令で定めるところにより放水することができる性能のものとすること。

（追加）

四 スプリンクラー設備

には、その水源として、

スプリンクラーヘッドの種別に応じ総務省令で定めるところにより算出した量以上の量となる水量を貯留するための施設を設けること。ただし、前項第一号及び第九号に掲げる防火対象物又はその部分で延べ面積が千平方メートル未満のものに設置されるスプリンクラー設備のうち、当該スプリンクラー設備に使用する配管が水道の用に供する水管に連結されたもの（以下「特定施設水道連結型スプリンクラー設備」という。）については、この限りでない。

五 スプリンクラー設備は、

スプリンクラーヘッドの種別に応じ総務省令で定めるところにより放水することができる性能のものとすること。

六 スプリンクラー設備（総務省令で定める特定施設水道連結型スプリンクラー設備を除く。）には、点検に便利で、かつ、火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所に、水源に連結する加圧送水装置を設けること。

七・八 （略）

三・四 （略）

（自動火災報知設備に関する基準）

第二十一条 自動火災報知設備は、次に掲げる防火対象物又はその部分に設置するものとする。

一 次に掲げる防火対象物

イ 別表第一(一)項ニ、(五)項イ、(六)項イ(1)から(3)まで及びロ、(七)項ロ並びに(八)項に掲げる防火対象物

ロ 別表第一(六)項ハ に掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）

二 （略）

三 次に掲げる防火対象物で、延べ面積が三百平方メートル以上のもの

イ 別表第一(一)項、(二)項イからハまで、(三)項、(四)項、(六)項イ(4)及びニ、(七)項イ並びに(八)項に掲げる防火対象物

ロ 別表第一(六)項ハ に掲げる防火対象物（利用者を入居

六 スプリンクラー設備

には、点検に便利で、かつ、火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所に、水源に連結する加圧送水装置を設けること。ただし、特定施設水道連結型スプリンクラー設備については、この限りでない。

七・八 （略）

三・四 （略）

（自動火災報知設備に関する基準）

第二十一条 自動火災報知設備は、次に掲げる防火対象物又はその部分に設置するものとする。

一 次に掲げる防火対象物

イ 別表第一(一)項ニ、(五)項イ、(六)項ロ、(七)項ロ及び(八)項に掲げる防火対象物

ロ 別表第一(六)項イ及びハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）

二 （略）

三 次に掲げる防火対象物で、延べ面積が三百平方メートル以上のもの

イ 別表第一(一)項、(二)項イからハまで、(三)項、(四)項、(六)項ニ、(七)項イ及び(八)項に掲げる防火対象物

ロ 別表第一(六)項イ及びハに掲げる防火対象物（利用者を入居

させ、又は宿泊させるものを除く。）

四・五 (略)

六 別表第一(一)項及び(二)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が千平方メートル以上のもの

七 前各号に掲げる防火対象物以外の別表第一に掲げる防火対象物のうち、同表(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項又は(七)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が避難階以外の階に存する防火対象物で、当該避難階以外の階から避難階又は地上に直通する階段が二(当該階段が屋外に設けられ、又は総務省令で定める避難上有効な構造を有する場合にあつては、一)以上設けられていないもの

八 前各号に掲げる防火対象物以外の別表第一に掲げる建築物その他の工作物で、指定可燃物を危険物の規制に関する政令別表第四で定める数量の五百倍以上貯蔵し、又は取り扱うもの

九 別表第一(一)(二)項に掲げる防火対象物(第三号及び前二号に掲げるものを除く。)の部分で、次に掲げる防火対象物の用途に供されるもの

イ 別表第一(一)項ニ、(五)項イ並びに(六)項イ(1)から(3)まで及びロに掲げる防火対象物

ロ 別表第一(六)項ハ に掲げる防火対象物(利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。)

十・十五 (略)

させ、又は宿泊させるものを除く。）

四・五 (略)

六 別表第一(一)項及び(二)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が千平方メートル以上のもの

七 前各号に掲げる防火対象物以外の別表第一に掲げる防火対象物のうち、同表(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項又は(七)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が避難階以外の階に存する防火対象物で、当該避難階以外の階から避難階又は地上に直通する階段が二(当該階段が屋外に設けられ、又は総務省令で定める避難上有効な構造を有する場合にあつては、一)以上設けられていないもの

八 前各号に掲げる防火対象物以外の別表第一に掲げる建築物その他の工作物で、指定可燃物を危険物の規制に関する政令別表第四で定める数量の五百倍以上貯蔵し、又は取り扱うもの

九 別表第一(一)(二)項に掲げる防火対象物(第三号及び前二号に掲げるものを除く。)の部分で、次に掲げる防火対象物の用途に供されるもの

イ 別表第一(一)項ニ、(五)項イ及び(六)項ロに掲げる防火対象物

ロ 別表第一(六)項イ及びハに掲げる防火対象物(利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。)

十・十五 (略)

2・3 (略)

(消防機関へ通報する火災報知設備に関する基準)

第二十三条 消防機関へ通報する火災報知設備は、次に掲げる防火対象物に設置するものとする。ただし、消防機関から著しく離れた場所その他総務省令で定める場所にある防火対象物にあつては、この限りでない。

一 別表第一(六)項イ(1)から(3)まで及びロ、(四)項並びに(五)項に掲げる防火対象物

二 別表第一(一)項、(二)項、(四)項、(五)項イ、(六)項イ(4)、ハ及びニ、(七)項並びに(八)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が五百平方メートル以上のもの

三 (略)

2 (略)

3 第一項各号に掲げる防火対象物(同項第一号に掲げる防火対象物で別表第一(六)項イ(1)から(3)まで及びロに掲げるもの並びに第一項第二号に掲げる防火対象物で同表(五)項イ並びに(六)項イ(4)及びハに掲げるものを除く。)に消防機関へ常時通報することができる電話を設置したときは、第一項の規定にかかわらず、同項の火災報知設備を設置しないことができる。

(消防機関の検査を受けなければならない防火対象物等)

2・3 (略)

(消防機関へ通報する火災報知設備に関する基準)

第二十三条 消防機関へ通報する火災報知設備は、次に掲げる防火対象物に設置するものとする。ただし、消防機関から著しく離れた場所その他総務省令で定める場所にある防火対象物にあつては、この限りでない。

一 別表第一(六)項ロ、(四)項及び(五)項に掲げる防火対象物

二 別表第一(一)項、(二)項、(四)項、(五)項イ、(六)項イ、ハ及びニ、(七)項並びに(八)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が五百平方メートル以上のもの

三 (略)

2 (略)

3 第一項各号に掲げる防火対象物(同項第一号に掲げる防火対象物で別表第一(六)項ロに掲げるもの並びに第一項第二号に掲げる防火対象物で同表(五)項イ並びに(六)項イ及びハに掲げるものを除く。)に消防機関へ常時通報することができる電話を設置したときは、第一項の規定にかかわらず、同項の火災報知設備を設置しないことができる。

(消防機関の検査を受けなければならない防火対象物等)

第三十五条 法第十七条の三の二の政令で定める防火対象物は、次に掲げる防火対象物とする。

一 次に掲げる防火対象物

イ 別表第一(二)項ニ、(五)項イ並びに(六)項イ(1)から(3)まで及びロに掲げる防火対象物

ロ 別表第一(六)項ハ に掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）

ハ 別表第一(一)項イ、(二)項イ及び(三)項イに掲げる防火対象物（イ又はロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）

二 別表第一(一)項、(二)項イからハまで、(三)項、(四)項、(六)項イ(4)、ハ及びニ、(九)項イ、(一)項イ、(二)項イ並びに(三)項イに掲げる防火対象物（前号ロ及びハに掲げるものを除く。）で、延べ面積が三百平方メートル以上のもの

三・四 (略)

2 (略)

別表第一（第一条の二―第三条、第四条の二―第四条の三、第六条、第九条―第十四条、第十九条、第二十一条―第二十九条の三、第三十一条、第三十四条、第三十四条の二、第三十四条の四―第三十六条関係）

(一) (五) (略)

第三十五条 法第十七条の三の二の政令で定める防火対象物は、次に掲げる防火対象物とする。

一 次に掲げる防火対象物

イ 別表第一(二)項ニ、(五)項イ及び(六)項ロに掲げる防火対象物

ロ 別表第一(六)項イ及びハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）

ハ 別表第一(一)項イ、(二)項イ及び(三)項イに掲げる防火対象物（イ又はロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）

二 別表第一(一)項、(二)項イからハまで、(三)項、(四)項、(六)項イ、ハ及びニ、(九)項イ、(一)項イ、(二)項イ並びに(三)項イに掲げる防火対象物（前号ロ及びハに掲げるものを除く。）で、延べ面積が三百平方メートル以上のもの

三・四 (略)

2 (略)

別表第一（第一条の二―第三条、第四条の二―第四条の三、第六条、第九条―第十四条、第十九条、第二十一条―第二十九条の三、第三十一条、第三十四条、第三十四条の二、第三十四条の四―第三十六条関係）

(一) (五) (略)

(六)

イ 次に掲げる防火対象物

- (1) 次のいずれにも該当する病院（火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制を有するものとして総務省令で定めるものを除く。）
 - (i) 診療科名中に特定診療科名（内科、整形外科、リハビリテーション科その他の総務省令で定める診療科名をいう。(2)(i)において同じ。）を有すること。
 - (ii) 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七條第二項第四号に規定する療養病床又は同項第五号に規定する一般病床を有すること。
- (2) 次のいずれにも該当する診療所
 - (i) 診療科名中に特定診療科名を有すること。
 - (ii) 四人以上の患者を入院させるための施設を有すること。
- (3) 病院（(1)に掲げるものを除く。）、患者を入院させるための施設を有する診療所（(2)に掲げるものを除く。）又は入所施設を有する助産所
- (4) 患者を入院させるための施設を有しない診療所又は入所施設を有しない助産所

ロ 二 (略)

(六)

イ 病院、診療所又は助産所

ロ 二 (略)

参考（平26・10・23付（地186）でお送りしたものの再送です）

消防法施行規則及び特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令案 新旧対照表

○ 消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（防火対象物の用途の指定） 第五条（略） 2（略） 3 令別表第一(六)項イ(1)の総務省令で定める病院は、次のいずれにも該当する体制を有する病院とする。 一 勤務させる医師、看護師、事務職員その他の職員の数が、病床数が二十六床以下のときは二、二十六床を超えるときは二に十三床までを増すごとに一を加えた数を常時下回らない体制 二 勤務させる医師、看護師、事務職員その他の職員（宿直勤務を行わせる者を除く。）の数が、病床数が六十床以下のときは二、六十床を超えるときは二に六十床までを増すごとに二を加えた数を常時下回らない体制 4 令別表第一(六)項イ(1)(i)の総務省令で定める診療科名は、医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第三条の二に規定する診療科名のうち、次に掲げるものの以外のものとする。	（防火対象物の用途の指定） 第五条（略） 2（略） （新規） （新規）

一 肛門外科、乳腺外科、形成外科、美容外科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、産科、婦人科、
二 前号に掲げる診療科名と医療法施行令第三条の二第一項第一号ハ(1)から(4)までに定める事項とを組み合わせた名称

三 歯科

四 歯科と医療法施行令第三条の二第一項第二号ロ(1)及び(2)に定める事項とを組み合わせた名称

5/10 (略)

(大型消火器以外の消火器具の設置)

第六条 令第十条第一項各号に掲げる防火対象物(第五条第十項第二号に掲げる車両を除く。以下この条から第八条までにおいて同じ。)又はその部分には、令別表第二において建築物その他の工作物の消火に適応するものとされる消火器具(大型消火器及び住宅用消火器を除く。以下大型消火器にあつてはこの条から第八条までに、住宅用消火器にあつてはこの条から第十条までにおいて同じ。)を、その能力単位の数値(消火器にあつては消火器の技術上の規格を定める省令(昭和三十九年自治省令第二十七号)第三条又は第四条に定める方法により測定した能力単位の数値、水バケツにあつては容量八リットル以上のもの三個を一単位として算定した消火能力を示す数値、水槽にあつては容量八リットル以上の消火専用バケツ三個以上を有する容量八十リットル以上のもの

3/8 (略)

(大型消火器以外の消火器具の設置)

第六条 令第十条第一項各号に掲げる防火対象物(第五条第八項第二号に掲げる車両を除く。以下この条から第八条までにおいて同じ。)又はその部分には、令別表第二において建築物その他の工作物の消火に適応するものとされる消火器具(大型消火器及び住宅用消火器を除く。以下大型消火器にあつてはこの条から第八条までに、住宅用消火器にあつてはこの条から第十条までにおいて同じ。)を、その能力単位の数値(消火器にあつては消火器の技術上の規格を定める省令(昭和三十九年自治省令第二十七号)第三条又は第四条に定める方法により測定した能力単位の数値、水バケツにあつては容量八リットル以上のもの三個を一単位として算定した消火能力を示す数値、水槽にあつては容量八リットル以上の消火専用バケツ三個以上を有する容量八十リットル以上のもの

の一個を一・五単位又は容量八リットル以上の消火専用バケツ六個以上を有する容量百九十リットル以上のもの一個を二・五単位として算定した消火能力を示す数値、乾燥砂にあつてはスコップを有する五十リットル以上のもの一塊を〇・五単位として算定した消火能力を示す数値、膨張ひる石又は膨張真珠岩にあつてはスコップを有する百六十リットル以上のもの一塊を一単位として算定した消火能力を示す数値をいう。以下同じ。)の合計数が、当該防火対象物又はその部分の延べ面積又は床面積を次の表に定める面積で除して得た数(第五条第十項第一号に掲げる舟にあつては、一)以上の数値となるように設けなければならない。

257 (略)

(車両に係る消火器具に関する基準)

第十条 第五条第十項第二号に掲げる車両に係る消火器具の設置及び維持に関する技術上の基準は、それぞれ鉄道営業法、軌道法若しくは道路運送車両法又はこれらに基づく命令の定めるところによる。

(スプリンクラー設備を設置することを要しない構造)

第十二条の二 令第十二条第一項第一号及び第九号の総務省令で定める構造は、次の各号に掲げる防火対象物又はその部分の区分に応じ、次の各号に定めるところにより、当該防火対象物又はその部分に設置される区画を有するものとする。

の一個を一・五単位又は容量八リットル以上の消火専用バケツ六個以上を有する容量百九十リットル以上のもの一個を二・五単位として算定した消火能力を示す数値、乾燥砂にあつてはスコップを有する五十リットル以上のもの一塊を〇・五単位として算定した消火能力を示す数値、膨張ひる石又は膨張真珠岩にあつてはスコップを有する百六十リットル以上のもの一塊を一単位として算定した消火能力を示す数値をいう。以下同じ。)の合計数が、当該防火対象物又はその部分の延べ面積又は床面積を次の表に定める面積で除して得た数(第五条第八項第一号に掲げる舟にあつては、一)以上の数値となるように設けなければならない。

257 (略)

(車両に係る消火器具に関する基準)

第十条 第五条第八項第二号に掲げる車両に係る消火器具の設置及び維持に関する技術上の基準は、それぞれ鉄道営業法、軌道法若しくは道路運送車両法又はこれらに基づく命令の定めるところによる。

(スプリンクラー設備を設置することを要しない構造)

第十二条の二 令第十二条第一項第一号及び第九号の総務省令で定める構造は、次の各号に掲げる防火対象物又はその部分の区分に応じ、次の各号に定めるところにより、当該防火対象物又はその部分に設置される区画を有するものとする。

一 令別表第一(内)項イ(1)及び(2)並びにロ、(外)項イ並びに(外)項に掲げる防火対象物(同表(外)項イ及び(外)項に掲げる防火対象物にあつては、同表(内)項イ(1)若しくは(2)又はロに掲げる防火対象物の用途に供される部分に限る。次号において同じ。)で、基準面積(令第十二条第二項第三号の二に規定する床面積の合計をいう。以下この項、第十三条第三項、第十三条の五第一項及び第十三条の六第一項において同じ。)が千平方メートル未満のもの 次に定めるところにより設置される区画を有するものであること。

イ ホ (略)

二 令別表第一(内)項イ(1)及び(2)並びにロ、(外)項イ並びに(外)項に掲げる防火対象物 で、基準面積が千平方メートル以上のもの 次に定めるところにより設置される区画を有するものであること。

イ ホ (略)

2 前項の規定にかかわらず、令別表第一(内)項イ(1)及び(2)並びにロに掲げる防火対象物

のうち、入居者等の利用に供する居室が避難階のみに存するもので、延べ面積が百平方メートル未満のもの(前項第一号に定めるところにより設置される区画を有するものを除く。)においては、令第十二条第一項第一号の総務省令で定める構造は、次の各号のいずれかに定め

一 令第十二条第一項第一号及び第九号に掲げる防火対象物又はその部分 に

で、延べ面積

が千平方メートル未満のもの 次に定めるところにより設置される区画を有するものであること。

イ ホ (略)

二 令第十二条第一項第一号及び第九号に掲げる防火対象物又はその部分で、延べ面積が千平方メートル以上のもの 次に定めるところにより設置される区画を有するものであること。

イ ホ (略)

2 前項の規定にかかわらず、令第十二条第一項第一号に掲げる防火対象物(令第九条の規定により令別表第一(内)項ロと

みなして同項の規定を適用するものを除く。)のうち、入居者等の利用に供する居室が避難階のみに存するもので、延べ面積が百平方メートル未満のもの(前項第一号に定めるところにより設置される区画を有するものを除く。)においては、令第十二条第一項第一号の総務省令で定める構造は、次の各号のいずれかに定め

るところによるものとする。

一〇二 (略)

3 第一項の規定にかかわらず、令別表第一(イ)項イに掲げる防火対象物

象物

(同表(五)項ロ

及び(六)項ロに掲げる防火対象物の用途以外の用途に供される部分が存しないものに限る。)の部分で同表(六)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分のうち、延べ面積が二百七十五平方メートル未満のもの(第一項第一号に定めるところにより設置される区画を有するものを除く。以下この条において「特定住戸部分」という。)においては、令第十二条第一項第一号の総務省令で定める構造は次の各号に定める区画を有するものとする。

一〇七 (略)

(介助がなければ避難できない者)

第十二条の三 令第十二条第一項第一号ハの介助がなければ避難できない者として総務省令で定める者は、乳児、幼児並びに令別表第一(六)項ロ(2)、(4)及び(5)に規定する施設に入所する者(同表(六)項ロ(5)に規定する施設に入所する者にあつては、同表(六)項ロ(5)に規定する避難が困難な障害者等に限る。)のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一〇六 (略)

(スプリンクラー設備を設置することを要しない階の部分等)

第十三条 (略)

るところによるものとする。

一〇二 (略)

3 第一項の規定にかかわらず、令第十二条第一項第一号に掲げる防火対象物(令別表第一(イ)項イに掲げる防火対象物(同表(五)項ロ

及び(六)項ロに掲げる防火対象物の用途以外の用途に供される部分が存しないものに限る。)の部分で同号の規定を適用するものに限る。)

のうち、延べ面積が二百七十五平方メートル未満のもの(第一項第一号に定めるところにより設置される区画を有するものを除く。以下この条において「特定住戸部分」という。)においては、令第十二条第一項第一号の総務省令で定める構造は次の各号に定める区画を有するものとする。

一〇七 (略)

(介助がなければ避難できない者)

第十二条の三 令第十二条第一項第一号ロの介助がなければ避難できない者として総務省令で定める者は、乳児、幼児並びに令別表第一(六)項ロ(2)、(4)及び(5)に規定する施設に入所する者(同表(六)項ロ(5)に規定する施設に入所する者にあつては、同表(六)項ロ(5)に規定する避難が困難な障害者等に限る。)のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一〇六 (略)

(スプリンクラー設備を設置することを要しない階の部分等)

第十三条 (略)

2 (略)

3 令第十二条第二項第一号の総務省令で定める部分は、次の各号に掲げる部分以外の部分とする。

一 九 (略)

九の二 令別表第一(内)項イ(1)及び(2)並びにロに掲げる防火対象物並びに同表(外)項イ、(外)項及び(外)項に掲げる防火対象物のうち同表(内)項イ(1)若しくは(2)又はロの用途に供される部分(当該防火対象物又はその部分の基準面積が千平方メートル未満のものに限る。)の廊下(第六号に掲げるものを除く。)、収納設備(その床面積が二平方メートル未満であるものに限る。)、脱衣所その他これらに類する場所

十 十二 (略)

(ラック式倉庫等に設けるスプリンクラーヘッド等)

第十三条の五 令第十二条第二項第二号ハの総務省令で定める種別のスプリンクラーヘッドのうち同条第一項第一号及び第九号に掲げる防火対象物又はその部分に設けるものは、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に定める種別のスプリンクラーヘッドとする。

防火対象物の部分	種別
基準面積が千平方メートル未満の防火対象物又はその部分の床面から天井までの	閉鎖型スプリンクラーヘッドのうち小区画型ヘッド

2 (略)

3 令第十二条第二項第一号の総務省令で定める部分は、次の各号に掲げる部分以外の部分とする。

一 九 (略)

九の二 令別表第一(内)項ロ 延べ面積が千平方メートル未満の防火対象物並びに同表(外)項イ、(外)項及び(外)項に掲げる防火対象物のうち同表(内)項ロの用途に供される部分(当該防火対象物又はその部分の延べ面積が千平方メートル未満のものに限る。)の廊下(第六号に掲げるものを除く。)、収納設備(その床面積が二平方メートル未満であるものに限る。)、脱衣所その他これらに類する場所

十 十二 (略)

(ラック式倉庫等に設けるスプリンクラーヘッド等)

第十三条の五 令第十二条第二項第二号ハの総務省令で定める種別のスプリンクラーヘッドのうち同条第一項第一号及び第九号に掲げる防火対象物又はその部分に設けるものは、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に定める種別のスプリンクラーヘッドとする。

防火対象物の部分	種別
延べ面積が千平方メートル未満の防火対象物又はその部分の床面から天井までの	閉鎖型スプリンクラーヘッドのうち小区画型ヘッド

高さが三メートル未満の部分	
基準面積が千平方メートル以上の防火対象物又はその部分の床面から天井までの高さが三メートル未満の部分	閉鎖型スプリンクラーヘッドのうち小区画型ヘッド又は標準型ヘッド
基準面積が千平方メートル未満の防火対象物又はその部分の床面から天井までの高さが三メートル以上十メートル以下の部分	閉鎖型スプリンクラーヘッドのうち小区画型ヘッド又は開放型スプリンクラーヘッド
基準面積が千平方メートル以上の防火対象物又はその部分の床面から天井までの高さが三メートル以上十メートル以下の部分	閉鎖型スプリンクラーヘッドのうち小区画型ヘッド若しくは標準型ヘッド又は開放型スプリンクラーヘッド
防火対象物又はその部分の床面から天井までの高さが十メートルを超える部分	放水型ヘッド等

2 (略)

3 令第十二条第二項第二号ハの総務省令で定める種別のスプリンクラーヘッドのうち同条第一項第五号に掲げる防火対象物（次項及び第五項、第十三条の六第一項及び第二項並びに第十四条第一項において「ラック式倉庫」という。）に設けるものは、閉鎖型スプリンクラーヘッドのうち標準型ヘッド（有効散水半径が二・三であつて、閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定め

高さが三メートル未満の部分	
延べ面積が千平方メートル以上の防火対象物又はその部分の床面から天井までの高さが三メートル未満の部分	閉鎖型スプリンクラーヘッドのうち小区画型ヘッド又は標準型ヘッド
延べ面積が千平方メートル未満の防火対象物又はその部分の床面から天井までの高さが三メートル以上十メートル以下の部分	閉鎖型スプリンクラーヘッドのうち小区画型ヘッド又は開放型スプリンクラーヘッド
延べ面積が千平方メートル以上の防火対象物又はその部分の床面から天井までの高さが三メートル以上十メートル以下の部分	閉鎖型スプリンクラーヘッドのうち小区画型ヘッド若しくは標準型ヘッド又は開放型スプリンクラーヘッド
防火対象物又はその部分の床面から天井までの高さが十メートルを超える部分	放水型ヘッド等

2 (略)

3 令第十二条第二項第二号ハの総務省令で定める種別のスプリンクラーヘッドのうち同条第一項第五号に掲げる防火対象物（次項及び第五項、次条 第一項及び第二項並びに第十四条第一項において「ラック式倉庫」という。）に設けるものは、閉鎖型スプリンクラーヘッドのうち標準型ヘッド（有効散水半径が二・三であつて、閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定め

る省令第三条第二項のヘッドの呼びが二十のものに限る。）とする。

4 前項に規定するラック式倉庫は、次項及び第十三条の六第一項第一号において、次の表の上欄に掲げる収納物等の種類に応じ、同表の下欄に定める等級に区分する。

5 第三項に規定する標準型ヘッドは、次に定めるところにより、設けなければならない。

一 スプリンクラーヘッドは、棚又はこれに類するもの（以下この項において「ラック等」という。）を設けた部分にあつては、次に定めるところにより設けること。

イロ（略）

ハ イ及びロの規定によるほか、消防庁長官が定めるところにより、ラック式倉庫の等級及び水平遮へい板（ラック等を設けた部分の内部を水平方向に遮へいする板をいう。以下この項及び第十三条の六第一項において同じ。）の設置状況に応じて、火災を有効に消火できるように設けること。

二五（略）

6（略）

7 令第十二条第一項第六号の防火対象物には、前項に規定するスプリンクラーヘッドのうち、標準型ヘッドにあつては次に定めるところにより、放水型ヘッド等にあつては前条第三項の規定の例により、設けなければならない。

る省令第三条第二項のヘッドの呼びが二十のものに限る。）とする。

4 前項に規定するラック式倉庫は、次項及び次条 第一項第一号において、次の表の上欄に掲げる収納物等の種類に応じ、同表の下欄に定める等級に区分する。

5 第三項に規定する標準型ヘッドは、次に定めるところにより、設けなければならない。

一 スプリンクラーヘッドは、棚又はこれに類するもの（以下この項において「ラック等」という。）を設けた部分にあつては、次に定めるところにより設けること。

イロ（略）

ハ イ及びロの規定によるほか、消防庁長官が定めるところにより、ラック式倉庫の等級及び水平遮へい板（ラック等を設けた部分の内部を水平方向に遮へいする板をいう。以下この項及び次条 第一項において同じ。）の設置状況に応じて、火災を有効に消火できるように設けること。

二五（略）

6（略）

7 令第十二条第一項第六号の防火対象物には、前項に規定するスプリンクラーヘッドのうち、標準型ヘッドにあつては次に定めるところにより、放水型ヘッド等にあつては前条第三項の規定の例により、設けなければならない。

一 (略)

二 スプリンクラーヘッドは、天井又は天井裏の各部分から一のスプリンクラーヘッドまでの水平距離が、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に定める距離となるように設けること。

防火対象物の部分	水平距離
厨房その他火気を使用する設備又は器具を設置する部分	一・七メートル(高感度型ヘッド(令第十二条第二項第二号イの表に規定する高感度型ヘッドをいう。以下この条及び第十三条の六において同じ。))にあつては、第十三条の二第三項の規定の例により算出した距離(同項中Xの値は、〇・七五とする。))以下
その他の部分	二・一メートル(高感度型ヘッドにあつては、第十三条の二第三項の規定の例により算出した距離(同項中Xの値は、〇・九とする。))以下

(防火上有効な措置が講じられた構造を有する部分)

第十三条の五の二 令第十二条第二項第三号の二の総務省令で定める部分は、次のいずれにも該当する部分(当該部分の床面積の合計が当該部分が存する防火対象物の延べ面積に二分の一を乗じて得た値を超える場合にあっては、当該二分の一を乗じて得た値の

一 (略)

二 スプリンクラーヘッドは、天井又は天井裏の各部分から一のスプリンクラーヘッドまでの水平距離が、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に定める距離となるように設けること。

防火対象物の部分	水平距離
厨房その他火気を使用する設備又は器具を設置する部分	一・七メートル(高感度型ヘッド(令第十二条第二項第二号イの表に規定する高感度型ヘッドをいう。以下この条及び次条))において同じ。))にあつては、第十三条の二第三項の規定の例により算出した距離(同項中Xの値は、〇・七五とする。))以下
その他の部分	二・一メートル(高感度型ヘッドにあつては、第十三条の二第三項の規定の例により算出した距離(同項中Xの値は、〇・九とする。))以下

(新規)

面積に相当する部分に限る。)とする。

一 第十三条第三項第七号又は第八号に掲げる部分であること。

二 次のいずれかに該当する防火上の措置が講じられた部分であること。

イ 準耐火構造の壁及び床で区画され、かつ、開口部に防火戸

(随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものに限る。)を設けた部分

ロ 不燃材料で造られた壁、柱、床及び天井(天井のない場合にあっては、屋根)で区画され、かつ、開口部に不燃材料で造られた戸(随時開くことができる自動閉鎖装置付きのものに限る。)を設けた部分であつて、当該部分に隣接する部分(第十三条第三項第六号に掲げる部分を除く。)の全てがスプリンクラー設備の有効範囲内に存するもの

三 床面積が千平方メートル以上の地階若しくは無窓階又は床面積が千五百平方メートル以上の四階以上十階以下の階に存する部分でないこと。

(スプリンクラー設備の水源の水量等)

第十三条の六 令第十二条第二項第四号の水量は、防火対象物の用途、構造若しくは規模又はスプリンクラーヘッドの種別に応じ、次に定めるところにより、算出するものとする。

一 閉鎖型スプリンクラーヘッドのうち標準型ヘッドを用いる場

(スプリンクラー設備の水源の水量等)

第十三条の六 令第十二条第二項第四号の水量は、

スプリンクラーヘッドの種別に応じ、次に定めるところにより、算出するものとする。

一 閉鎖型スプリンクラーヘッドのうち標準型ヘッドを用いる場

合は、次の表の上欄に掲げる防火対象物の区分に応じ、スプリンクラーヘッドの設置個数が同表の下欄に定める個数（乾式又は予作動式の流水検知装置が設けられているスプリンクラー設備にあつては、当該下欄に定める個数に一・五を乗じて得た個数。以下この号において同じ。）以上であるときにあつては当該同表の下欄に定める個数、スプリンクラーヘッドの設置個数が同表の下欄に定める個数に満たないときにあつては当該設置個数に、それぞれ一・六立方メートル（ラック式倉庫のうち、等級がⅢ又はⅣのものであつて第十三条の五第五項第四号の規定により水平遮へい板が設けられているものにあつては二・二八立方メートル、その他のものにあつては三・四二立方メートル）を乗じて得た量とすること。

防火対象物の区分		個数
令第十二条第一項第一号から第四号まで及び第九号から第十二号までに掲げる防火対象物	令別表第一四項に掲げる防火対象物及び同表(イ)項イに掲げる防火対象物のうち同表四項の用途に供される部分が存するもの（法第八条第一項に規定する百貨店であるものに限る。）	十五（高感度型ヘッドにあつては、十二）
その他 の防火対象物	その他 の防火対象物 地階を除く階数が十以下	十（高感度型ヘッドにあつては、八

合は、次の表の上欄に掲げる防火対象物の区分に応じ、スプリンクラーヘッドの設置個数が同表の下欄に定める個数（乾式又は予作動式の流水検知装置が設けられているスプリンクラー設備にあつては、当該下欄に定める個数に一・五を乗じて得た個数。以下この号において同じ。）以上であるときにあつては当該同表の下欄に定める個数、スプリンクラーヘッドの設置個数が同表の下欄に定める個数に満たないときにあつては当該設置個数に、それぞれ一・六立方メートル（ラック式倉庫のうち、等級がⅢ又はⅣのものであつて前条第五項第四号の規定により水平遮へい板が設けられているものにあつては二・二八立方メートル、その他のものにあつては三・四二立方メートル）を乗じて得た量とすること。

防火対象物の区分		個数
令第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十号から第十二号までに掲げる防火対象物	令別表第一四項に掲げる防火対象物及び同表(イ)項イに掲げる防火対象物のうち同表四項の用途に供される部分が存するもの（法第八条第一項に規定する百貨店であるものに限る。）	十五（高感度型ヘッドにあつては、十二）
その他 の防火対象物	その他 の防火対象物 地階を除く階数が十以下	十（高感度型ヘッドにあつては、八

ラック式倉庫	等級がⅠ、Ⅱ及びⅢのもの	等級がⅣのもの	令第十二条第一項第六号及び第七号の防火対象物	地階を除く階数が十一以上の防火対象物	
				十五（高感度型ヘッドにあつては、十二）	）
				三十（標準型ヘッドのうち感度種別が一種のものにあつては、二十四）	
				二十（標準型ヘッドのうち感度種別が一種のものにあつては、十六）	
				十五（高感度型ヘッドにあつては、十二）	
			令第十二条第一項第八号の指定可燃物を危険物の規制に関する政令別表第四に定める数量の千倍以上貯蔵し、又は取り扱うもの	二十（標準型ヘッドのうち感度種別が一種のものにあつては、十六）	

二 閉鎖型スプリンクラーヘッドのうち小区画型ヘッドを用いる場合は、次の表の上欄に掲げる防火対象物の区分に応じ、スプ

ラック式倉庫	等級がⅠ、Ⅱ及びⅢのもの	等級がⅣのもの	令第十二条第一項第六号及び第七号の防火対象物	地階を除く階数が十一以上の防火対象物	
				十五（高感度型ヘッドにあつては、十二）	）
				三十（標準型ヘッドのうち感度種別が一種のものにあつては、二十四）	
				二十（標準型ヘッドのうち感度種別が一種のものにあつては、十六）	
				十五（高感度型ヘッドにあつては、十二）	
			令第十二条第一項第八号の指定可燃物を危険物の規制に関する政令別表第四に定める数量の千倍以上貯蔵し、又は取り扱うもの	二十（標準型ヘッドのうち感度種別が一種のものにあつては、十六）	

二 閉鎖型スプリンクラーヘッドのうち小区画型ヘッドを用いる場合は、次の表の上欄に掲げる防火対象物の区分に応じ、スプ

リンクラーヘッドの設置個数が同表の下欄に定める個数以上であるときにあつては当該同表の個数、スプリンクラーヘッドの設置個数が同表の下欄に定める個数に満たないときにあつては当該設置個数に、それぞれ一立方メートルを乗じて得た量（令第十二条第二項第三号の二に規定する特定施設水道連結型スプリンクラー設備（以下「特定施設水道連結型スプリンクラー設備」という。）にあつては一・二立方メートル（壁及び天井（天井のない場合にあつては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げを準不燃材料以外の材料とした場合にあつては当該同表の個数又は当該設置個数に〇・六立方メートルを乗じて得た数））とすること。

防火対象物の区分			個数
令第十二条第一項第一号及び第九号に掲げる防火対象物又はその部分で基準面積が千平方メートル未満のもの	四		
地階を除く階数が十以下の防火対象物（令第十二条第一項第一号に掲げる防火対象物で基準面積が千平方メートル未満のものを除く。）	八		
地階を除く階数が十一以上の防火対象物	十二		

三
(略)

リンクラーヘッドの設置個数が同表の下欄に定める個数以上であるときにあつては当該同表の個数、スプリンクラーヘッドの設置個数が同表の下欄に定める個数に満たないときにあつては当該設置個数に、それぞれ一立方メートルを乗じて得た量（令第十二条第二項第四号に規定する特定施設水道連結型スプリンクラー設備（以下「特定施設水道連結型スプリンクラー設備」という。）にあつては一・二立方メートル（壁及び天井（天井のない場合にあつては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げについて火災予防上支障があると認められる場合にあつては当該同表の個数又は当該設置個数に〇・六立方メートルを乗じて得た数））とすること。

防火対象物の区分			個数
令第十二条第一項第一号及び第九号に掲げる防火対象物又はその部分で延べ面積が千平方メートル未満のもの	四		
地階を除く階数が十以下の防火対象物（令第十二条第一項第一号に掲げる防火対象物で延べ面積が千平方メートル未満のものを除く。）	八		
地階を除く階数が十一以上の防火対象物	十二		

三
(略)

四 開放型スプリンクラーヘッドを用いる場合は、次の表の上欄に掲げる防火対象物の区分に応じ、同表の下欄に定める個数に、それぞれ一・六立方メートルを乗じて得た数（特定施設水道連結型スプリンクラー設備にあつては一・二立方メートル（壁及び天井（天井のない場合にあつては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上りを準不燃材料以外の材料とした）場合にあつては当該同表の個数又は当該設置個数に〇・六立方メートルを乗じて得た数）とすること。

防火対象物の区分	個数
令第十二条第一項第一号及び第九号に掲げる防火対象物又はその部分で基準面積が千平方メートル未満のもの	四（スプリンクラーヘッドの設置個数が四に満たないときにあつては、当該設置個数）
令第十二条第一項第一号に掲げる防火対象物（基準面積が千平方メートル未満のものを除く。）のうち地階を除く階数が十以下のもの及び舞台部が十階以下の階に存する防火対象物	最大の放水区域に設置されるスプリンクラーヘッドの個数に一・六を乗じた数
舞台部が十一階以上の階に存する防火対象物	スプリンクラーヘッドの設置個数が最も多い階に

四 開放型スプリンクラーヘッドを用いる場合は、次の表の上欄に掲げる防火対象物の区分に応じ、同表の下欄に定める個数に、それぞれ一・六立方メートルを乗じて得た数（特定施設水道連結型スプリンクラー設備にあつては一・二立方メートル（壁及び天井（天井のない場合にあつては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上りについて火災予防上支障があると認められる場合にあつては当該同表の個数又は当該設置個数に〇・六立方メートルを乗じて得た数）とすること。

防火対象物の区分	個数
令第十二条第一項第一号及び第九号に掲げる防火対象物又はその部分で延べ面積が千平方メートル未満のもの	四（スプリンクラーヘッドの設置個数が四に満たないときにあつては、当該設置個数）
令第十二条第一項第一号に掲げる防火対象物（延べ面積が千平方メートル未満のものを除く。）のうち地階を除く階数が十以下のもの及び舞台部が十階以下の階に存する防火対象物	最大の放水区域に設置されるスプリンクラーヘッドの個数に一・六を乗じた数
舞台部が十一階以上の階に存する防火対象物	スプリンクラーヘッドの設置個数が最も多い階に

五 (略)

2 令第十二条第二項第五号の規定により、スプリンクラー設備の性能は、次の各号に掲げる防火対象物の用途、構造若しくは規模又はスプリンクラーヘッドの種別に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 (略)

二 閉鎖型スプリンクラーヘッドのうち小区画型ヘッド 前項第二号に定めるところにより算出した個数(特定施設水道連結型スプリンクラー設備にあつては、最大の放水区域に設置されるスプリンクラーヘッドの個数(当該個数が四以上の場合にあつては、四))のスプリンクラーヘッドを同時に使用した場合に、それぞれの先端において、放水圧力が〇・一メガパスカル(特定施設水道連結型スプリンクラー設備にあつては、〇・二メガパスカル(壁及び天井(天井のない場合にあつては、屋根)の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。))の仕上げを準不燃材料以外の材料とした

場合にあつては、〇・〇五メガパスカル)以上で、かつ、放水量が五十リットル毎分(特定施設水道連結型スプリンクラー設備にあつては、十五リットル毎分(壁及び天井(天井のない場合にあつては、屋根)の室内に面する部分(回り縁、窓

五 (略)

2 令第十二条第二項第五号の規定により、スプリンクラー設備の性能は、次の各号に掲げる
スプリンクラーヘッドの種別に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 (略)

二 閉鎖型スプリンクラーヘッドのうち小区画型ヘッド 前項第二号に定めるところにより算出した個数(特定施設水道連結型スプリンクラー設備にあつては、最大の放水区域に設置されるスプリンクラーヘッドの個数(当該個数が四以上の場合にあつては、四))のスプリンクラーヘッドを同時に使用した場合に、それぞれの先端において、放水圧力が〇・一メガパスカル(特定施設水道連結型スプリンクラー設備にあつては、〇・二メガパスカル(壁及び天井(天井のない場合にあつては、屋根)の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。))の仕上げについて火災予防上支障があると認めら

れる場合にあつては、〇・〇五メガパスカル)以上で、かつ、放水量が五十リットル毎分(特定施設水道連結型スプリンクラー設備にあつては、十五リットル毎分(壁及び天井(天井のない場合にあつては、屋根)の室内に面する部分(回り縁、窓

台その他これらに類する部分を除く。)の仕上げを準不燃材料以外の材料でした 場合にあつては、三十リットル毎分)以上で有効に放水することができる性能

三 (略)

四 開放型スプリンクラーヘッド 最大の放水区域に設置されるスプリンクラーヘッドの個数(舞台部が防火対象物の十一階以上の階に存するときはスプリンクラーヘッドの設置個数が最も多い階における当該設置個数、特定施設水道連結型スプリンクラー設備にあつては最大の放水区域に設置されるスプリンクラーヘッドの個数(当該個数が四以上の場合にあつては、四))を同時に使用した場合に、それぞれの先端において、放水圧力が〇・一メガパスカル(特定施設水道連結型スプリンクラー設備にあつては、〇・〇二メガパスカル(壁及び天井(天井のない場合にあつては、屋根)の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。))の仕上げを準不燃材料以外の材料でした 場合にあつては、〇・〇五メガパスカル)以上で、かつ、放水量が八十リットル毎分(特定施設水道連結型スプリンクラー設備にあつては、十五リットル毎分(壁及び天井(天井のない場合にあつては、屋根)の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。))の仕上げを準不燃材料以外の材料でした 場合に

台その他これらに類する部分を除く。)の仕上げについて火災予防上支障があると認められる場合にあつては、三十リットル毎分)以上で有効に放水することができる性能

三 (略)

四 開放型スプリンクラーヘッド 最大の放水区域に設置されるスプリンクラーヘッドの個数(舞台部が防火対象物の十一階以上の階に存するときはスプリンクラーヘッドの設置個数が最も多い階における当該設置個数、特定施設水道連結型スプリンクラー設備にあつては最大の放水区域に設置されるスプリンクラーヘッドの個数(当該個数が四以上の場合にあつては、四))を同時に使用した場合に、それぞれの先端において、放水圧力が〇・一メガパスカル(特定施設水道連結型スプリンクラー設備にあつては、〇・〇二メガパスカル(壁及び天井(天井のない場合にあつては、屋根)の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。))の仕上げについて火災予防上支障があると認められる場合にあつては、〇・〇五メガパスカル)以上で、かつ、放水量が八十リットル毎分(特定施設水道連結型スプリンクラー設備にあつては、十五リットル毎分(壁及び天井(天井のない場合にあつては、屋根)の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。))の仕上げについて火災予防上支障があると認められる場合に

できる性能

五 (略)

3 令第十二条第二項第六号の総務省令で定める特定施設水道連結型スプリンクラー設備は、加圧送水装置を設けなくても前項第二号又は第四号に規定する性能を有する特定施設水道連結型スプリンクラー設備とする。

4 (略)

(スプリンクラー設備に関する基準の細目)

第十四条 スプリンクラー設備(次項に定めるものを除く。)の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。

一 十一 (略)

十一の二 特定施設水道連結型スプリンクラー設備に設ける加圧送水装置は、第十二条第一項第七号イ(ロ)、ロ(ロ)及び(ハ)、ハ(三)から(ヘ)まで、二並びにトの規定の例によるほか、前号イからホまでの規定を準用する。この場合において、同号イ中「10m」とあるのは「2m(壁及び天井(天井のない場合にあつては、屋根)の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。))の仕上げを準不燃材料以外の材料とした 場合にあつては、5m)」と、同号ロ中「0.1MPa」とあるのは「0.02MPa(壁及び天井(天井のない場合にあつては、屋根)の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。))の仕上げ

できる性能

五 (略)

(新規)

3 (略)

(スプリンクラー設備に関する基準の細目)

第十四条 スプリンクラー設備(次項に定めるものを除く。)の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。

一 十一 (略)

十一の二 特定施設水道連結型スプリンクラー設備に設ける加圧送水装置は、第十二条第一項第七号イ(ロ)、ロ(ロ)及び(ハ)、ハ(三)から(ヘ)まで、二並びにトの規定の例によるほか、前号イからホまでの規定を準用する。この場合において、同号イ中「10m」とあるのは「2m(壁及び天井(天井のない場合にあつては、屋根)の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。))の仕上げについて火災予防上支障があると認められる場合にあつては、5m)」と、同号ロ中「0.1MPa」とあるのは「0.02MPa(壁及び天井(天井のない場合にあつては、屋根)の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。))の仕上げ

げを準不燃材料以外の材料とした 場合にあつては

、0.05MPa」と、同号ハ(イ)中「閉鎖型スプリンクラーヘッドのうち小區画型ヘッド」とあるのは「特定施設水道連結型スプリンクラー設備に閉鎖型スプリンクラーヘッドのうち小區画型ヘッド」と、「六十リットル毎分」とあるのは「二十リットル毎分(壁及び天井(天井のない場合にあつては、屋根)の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。))の仕上げを準不燃材料以外の材料とした

場合にあつては三十五リットル毎分」と、同ハ(ロ)

中「10m」とあるのは「2m(壁及び天井(天井のない場合にあつては、屋根)の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。))の仕上げを準不燃材料以外の材料とした 場合にあつては、5m」と読み替えるものとする。

十二十三 (略)

2 (略)

(消防機関へ通報する火災報知設備に関する基準)

第二十五条 令第二十三条第一項ただし書の総務省令で定める場所は、次に掲げる防火対象物の区分に応じ、当該各号に定める場所とする。

- 一 令別表第一(六)項イ(1)及び(2)、(六)項イ、(六)項並びに(六)項に掲げる防火対象物(同表(六)項イ、(六)項及び(六)項に掲げる防

げについて火災予防上支障があると認められる場合にあつては

、0.05MPa」と、同号ハ(イ)中「閉鎖型スプリンクラーヘッドのうち小區画型ヘッド」とあるのは「特定施設水道連結型スプリンクラー設備に閉鎖型スプリンクラーヘッドのうち小區画型ヘッド」と、「六十リットル毎分」とあるのは「二十リットル毎分(壁及び天井(天井のない場合にあつては、屋根)の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。))の仕上げについて火災予防上支障があると認められる場合にあつては三十五リットル毎分」と、同ハ(ロ)

中「10m」とあるのは「2m(壁及び天井(天井のない場合にあつては、屋根)の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。))の仕上げについて火災予防上支障があると認められる場合にあつては、5m」と読み替えるものとする。

十二十三 (略)

2 (略)

(消防機関へ通報する火災報知設備に関する基準)

第二十五条 令第二十三条第一項ただし書の総務省令で定める場所は、消防機関からの歩行距離が五百メートル以下である 場所とする。

火対象物にあつては、同表(内)項イ(1)又は(2)に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。) 消防機関が存する建築物内

二 前号に掲げる防火対象物以外の防火対象物 消防機関からの歩行距離が五百メートル以下である場所

2 (略)

3 火災通報装置の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。

一、二 (略)

三 電源は、次に定めるところにより設けること。

イ 電源は、蓄電池又は交流低圧屋内幹線から他の配線を分岐させずにとること。ただし、令別表第一(内)項イ(1)から(3)まで及びロに掲げる防火対象物で、延べ面積が五百平方メートル未満のものに設けられる火災通報装置の電源が、分電盤との間に開閉器が設けられていない配線からとられている場合は、この限りでない。

ロ (略)

四 令別表第一(内)項イ(1)及び(2)並びにロ、(内)項イ、(内)項並びに(内)項に掲げる防火対象物(同表(内)項イ、(内)項及び(内)項に掲げる防火対象物にあつては、同表(内)項イ(1)若しくは(2)又はロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。次項において同じ。)に設ける火災通報装置にあつては、自

2 (略)

3 火災通報装置の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。

一、二 (略)

三 電源は、次に定めるところにより設けること。

イ 電源は、蓄電池又は交流低圧屋内幹線から他の配線を分岐させずにとること。ただし、令別表第一(内)項ロに掲げる防火対象物で、延べ面積が五百平方メートル未満のものに設けられる火災通報装置の電源が、分電盤との間に開閉器が設けられていない配線からとられている場合は、この限りでない。

ロ (略)

四 令別表第一(内)項ロ、(内)項イ、(内)項及び(内)項に掲げる防火対象物(同表(内)項イ、(内)項及び(内)項に掲げる防火対象物にあつては、同表(内)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。次項において同じ。)に設ける火災通報装置にあつては、自

動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動すること。ただし、自動火災報知設備の受信機及び火災通報装置が防災センタ―（常時人がいるものに限る。）に設置されるものにあつては、この限りではない。

4
(略)

四 令別表第一(六)項イ(1)及び(2)並びにロ、(イ)項イ、(イ)項並びに

(イ)項に掲げる防火対象物

に設

ける消防機関へ通報する火災報知設備（火災通報装置を除く。

）にあつては、前項第四号の規定の例によること。

動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動すること。ただし、自動火災報知設備の受信機及び火災通報装置が防災センタ―（常時人がいるものに限る。）に設置されるものにあつては、この限りではない。

4
(略)

四 令別表第一(六)項ロ、(イ)項イ、(イ)項及び(イ)項

に掲げる防火対象物（同表(イ)項イ、(イ)項及び(イ)項に

掲げる防火対象物にあつては、同表(六)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。以下同じ。）に設

ける消防機関へ通報する火災報知設備（火災通報装置を除く。

）にあつては、前項第四号の規定の例によること。